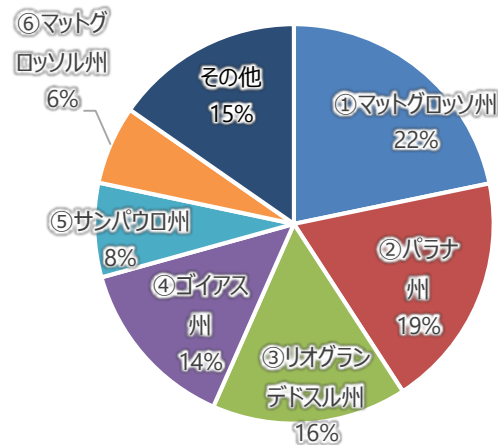


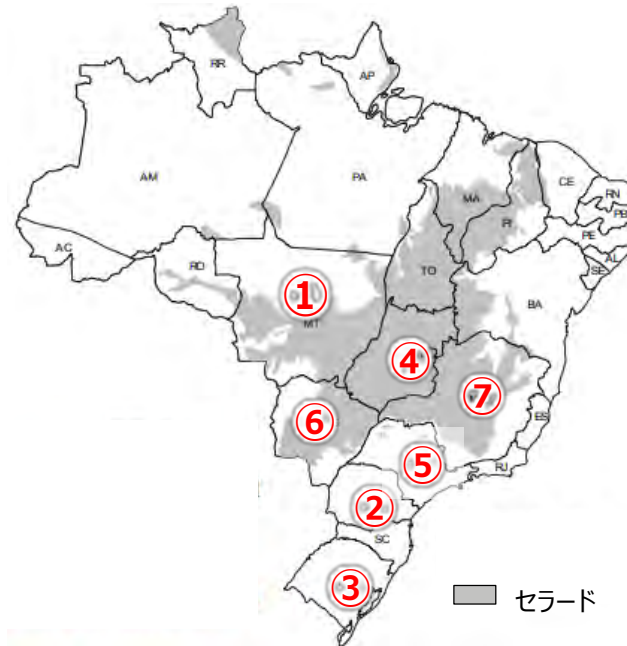
（参考）搾油・加工業者の分布

- ブラジルの搾油・加工施設は、南部～中西部の州に集中。規模別では1,501～3,000トン/日の中規模設備での生産量が大半を占める

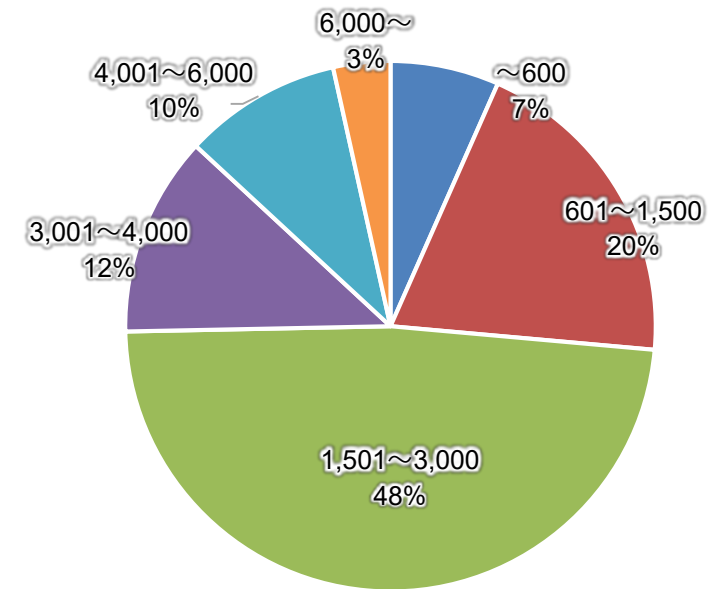
搾油量の州別内訳（2018）



生産設備の州別分布

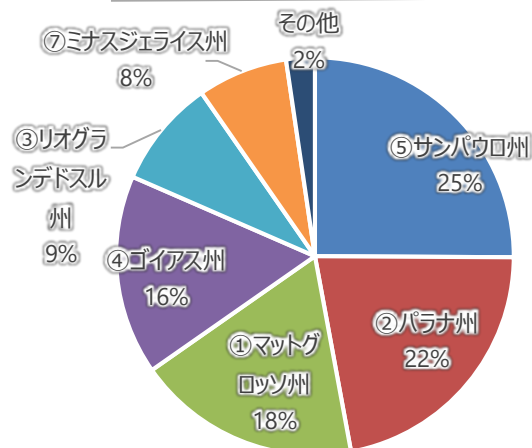


規模別の生産量の内訳（2018）



単位：トン/日

精製量の州別内訳（2018）



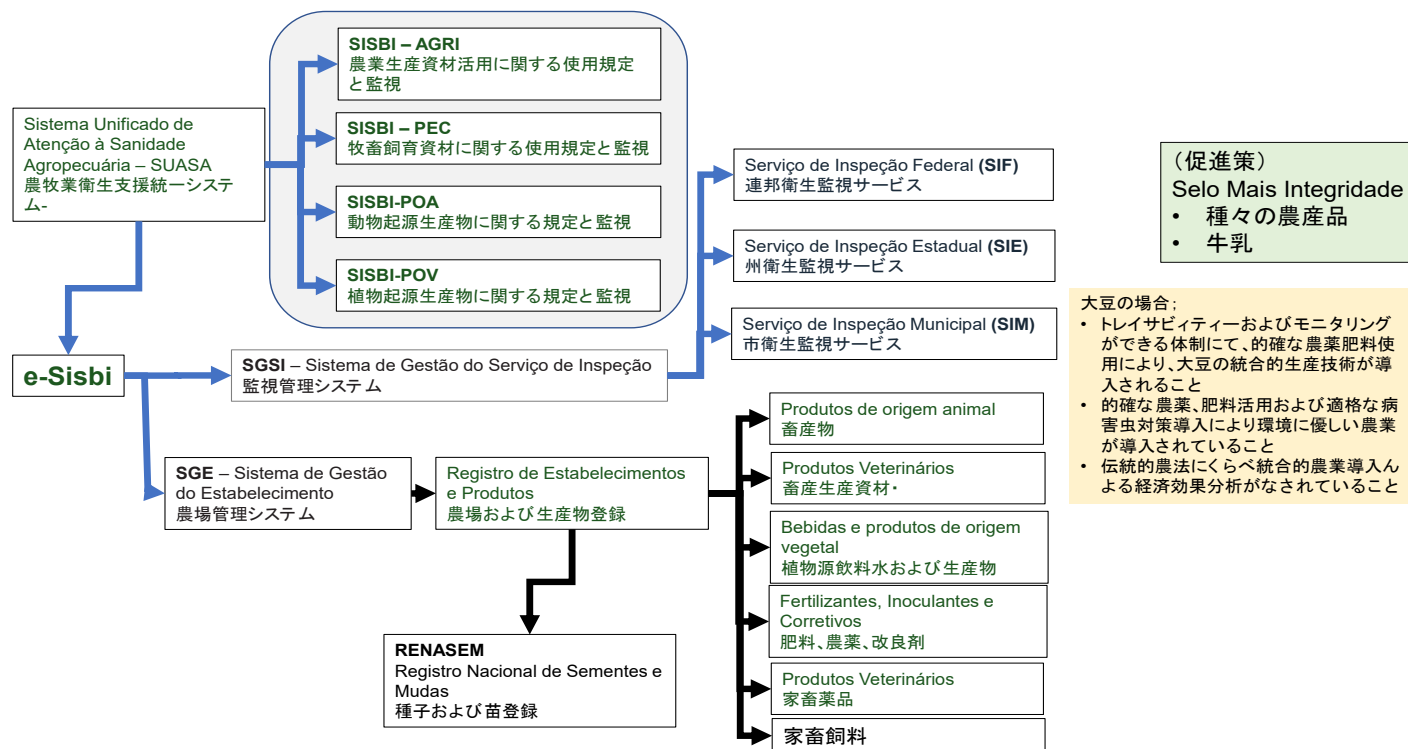
（出所）ABIOVEのデータより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

ブラジルのトレーサビリティ関連政策 その1

ブラジルのトレーサビリティ関連政策

- ブラジル政府は、食料品衛生上に関するもの、土地に関するもの、生産の工程に関するものと多岐に渡った情報が公開されるシステム構築を目指し、次図に示す監視体制および促進策を行っており、これらをトレーサビリティにてモニタリングしようとしている
- トレーサビリティの促進策として、SELO BRASILブラジル認証を確立し、各農作物の統合生産（PI）を基礎として、環境に配慮した農業生産を目指している

農牧供給省の農牧業衛生支援システム



（出所）農牧供給省ホームページより、ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成

ブラジルのトレーサビリティ関連政策 その2

- 現在の法律では、生産者は、農産物を販売する条件として、REGISTRO DE ESTABLECIMENTO E PRODUTO（生産者登記および生産物登記）を行う必要がある
- 生産者登記は、正式な土地登記、CARが必要で、更に、デジタル認証システムを経て、請求書発行が認められ、市場に流通できるというシステム。このプロセスによって、生産者から消費者に届くまでの全ての流通経路は、明確な経路が示され、今後は、更に、各種の詳細な規定を盛り込み、使用している生産資材、苗・種子の取得先、病虫害発生の種類等が消費者に公開されるシステムになる予定で、これらの情報がトレイサビリティで公開されることになる
- 食料に関しては、厚生省の下部機関である「衛生管理機構- Agência Nacional de Vigilância Sanitária - ANVISA」が管轄しており、「RESOLUÇÃO DE DIRETORIA COLEGIADA - RDC N° 24, DE 08 DE JUNHO DE 2015」にて農産物、飲料、ミネラル水について、その原料、添加物、生産技術、パッケージの方法、食料品とコンタクトのある材料等につての基準を規定。
- 政府は、生産者・流通業者に対し、生産から販売に至る全ての工程での流通経路を明確にする情報、生産物の栄養内容等を生産物に盛り込んだ情報等を記すことを義務付けている
- 農産物に対するトレーサビリティ法は、農牧供給省令「Instrução Normativa Conjunta (INC) nº2, de 07 de fevereiro de 2018」として、2018年2月に発令され、流通する野菜・果樹は以下の基準を満たすことが必要となっている。
 - ① ラベルの提示
 - ② バーコードの提示
 - ③ QRコード提示
 - ④ もしくは、間違いのない形で生産物の安全性を証明できる書類等
- ラベル、バーコードおよびQRコードの使用は一般的になりつつあるものの、認証に関しては、分析能力、モニタリング能力、その報告の信頼性等が課題となっている